

改正国民投票法附帯決議 第6項

■2014年6月11日 参議院憲法審査会採決

六、 本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び^(略)政府の憲法解釈の^(略)原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。